



2019年1月7日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 e n i s h
 住 所 東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号
 代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 安 徳 孝 平
 (コード番号：3667)
 問 い 合 わ せ 先 取 締 役 執 行 役 員 管 理 本 部 長 高 木 和 成
 TEL.03 (6447) 4020

**第三者割当てによる行使価額修正条項付第12回新株予約権の
 発行に係る払込完了に関するお知らせ**

当社は、2018年12月14日開催の当社取締役会において決議いたしました、パークレイズ・バンク・ピーエルシー（以下「パークレイズ・バンク」といいます。）を割当先とする第三者割当てによる行使価額修正条項付第12回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行に関し、発行価額の総額（10,440,000円）の払込が本日完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権の発行に関する詳細につきましては、2018年12月14日付で公表しております「第三者割当てによる行使価額修正条項付第12回新株予約権の発行及びコミットメント条項付き第三者割当契約の締結に関するお知らせ」をご参照下さい。

本新株予約権の概要

(1) 割 当 日	2019年1月7日
(2) 新 株 予 約 権 数	18,000 個
(3) 発 行 価 額	本新株予約権1個当たり580円 (本新株予約権の払込総額10,440,000円)
(4) 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	潜在株式数：1,800,000株（本新株予約権1個当たり100株） 下限行使価額（下記（6）をご参照下さい。）においても、潜在株式数は1,800,000株です。
(5) 資 金 調 達 の 額 (差引手取概算額)	974,240,000円（注）
(6) 行 使 価 額 及 び 行 使 価 額 の 修 正 条 件	当初行使価額 541円 上限行使価額はありません。 下限行使価額は325円（以下「下限行使価額」といいます。） 行使価額は、2019年1月8日以降、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日（以下「修正日」といいます。）に、修正日の直前取引日（同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいいます。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の92%に相当する金額に修正されます。但し、修正後の行使価額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。
(7) 募 集 又 は 割 当 方 法	第三者割当ての方法によります。
(8) 割 当 先	パークレイズ・バンク
(9) そ の 他	当社は、パークレイズ・バンクとの間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、コミットメント条項付き第三者割当契約（以下「本第三者割当契約」といいます。）を締結いたしました。 本第三者割当契約においては、以下の内容が定められております。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ バークレイズ・バンクによる本新株予約権の行使コミット ・ 当社による本新株予約権の行使停止 ・ 当社による対象有価証券の処分等の禁止（ロックアップ） <p>なお、本第三者割当契約において、バークレイズ・バンクは、バークレイズ・バンクの親会社、子会社又は関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条に定める親会社、子会社及び関連会社をいいます。）以外の者に対して当社取締役会の承認を得ることなく本新株予約権を譲渡しないことについても合意しております。</p>
--	---

（注）資金調達額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達の額は減少します。

以 上